

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、(仮称)がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種事務の概要】 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務</p> <p>1. 取扱いの対象となる予防接種の種類 (1) 予防接種法に基づく予防接種 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種</p> <p>2. 事務の内容</p> <p>(1) 予診票の発行 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関係法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。</p> <p>(2) 予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。</p> <p>(3) 予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関等からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。</p> <p>(4) 接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病的発生及び蔓延を予防するため、接種履歴から必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。</p> <p>(5) 予防接種実施依頼書等の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、区外の自治体で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書等を作成し、発行する。</p> <p>(6) 予防接種による健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関係法令に基づき給付を行う。</p> <p>(7) 市外接種者への対応 旭川市民が市外の医療機関で定期接種を希望する場合、事前に手続きを行い、接種後に費用の払い戻しなどの対応を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の概要】 ・予防接種の接種記録等の管理を行う。 ・特例臨時接種期間に接種した分について、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】 ・本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・(仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム・中間サーバーコネクタ・中間サーバー・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表(第十四、百二十六)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四、百二十六) 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四、百二十六)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市健康保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長

6. 他の評価実施機関

旭川市	旭川市健康保健部保健所保健予防課
北海道	北海道保健福祉局保健所保健予防課

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市健康保健部保健所保健予防課保健予防係 〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎4階) 電話番号0166-25-6237
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<p><旭川市における措置></p> <p>①特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関することを含む研修等を実施することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p><予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>本市区町村は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。</p>		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="radio"/>] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－5－② 所属長	健康推進課長 佐久間 功夫	健康推進課長	事後	
令和1年6月26日	IV－リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和2年11月18日	表紙－保護の宣言・特記事項	健康増進	予防接種	事前	
令和3年2月3日	I－3－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 個人番号を利用することができる事務のうち予 防接種に関する事務(予防接種の実施、給付の 支給、実費の徴収)が「都道府県知事又は市町 村長」の項	1 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号) による予防接種の実施、給付の支給、実費の 徴収に関する事務【番号法第九条第一項別表 第一の十の項】 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 二十四年法律第三十一号)による予防接種の 実施に関する事【番号法第九条第一項 別表第 一の九十三の二の項】 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総 務省令第5号)【1…第十条、2…第六十七条 の二】	事後	新型インフルエンザ等対策特 別措置法による予防接種の事 務による加除修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月3日	I－4－②－法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2における情報提供の根拠: 第3欄が「都道府県知事又は市町村長」のうち第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2) 別表第2における情報照会の根拠: 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(16の2)</p>	<p>1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2に関する事項 【情報提供】 (1) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定める者」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 【情報照会】 (1) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(十六の二の項) (2) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】 【情報照会】 (1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)【第五十九条の二】</p>	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務による加除修正
令和7年12月1日	(表紙) 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	予防接種に関する事務では、がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。	予防接種に関する事務では、(仮称)がん健診・予防接種・結核健診システムを利用しているが、保守管理委託業者による不正入手、不正な使用等への対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書に秘密保持に関する事項を含めるなどしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム更改

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本市では予防接種法等に基づき予防接種に関する事務を行っているが、その実施状況等を適切に管理するため、システムを利用し事を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>こどもの定期予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務、こどもの定期予防接種及び新型インフルエンザの予防接種の実費の徴収に関する事務</p>	<p>【予防接種事務の概要】</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病的発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 取扱いの対象となる予防接種の種類 <ol style="list-style-type: none"> 予防接種法に基づく予防接種 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種 事務の内容 <ol style="list-style-type: none"> 予診票の発行 住民基本台帳(以下「住基」という。)の情報を基に、予防接種法等関係法令で定められた年齢要件等に該当する者に対し、予防接種の予診票等を作成・発行する。 予診票の再発行 住基の情報を基に、予診票を紛失した者等に対し予診票等の再発行を行う。 予防接種記録の管理 契約医療機関や集団接種会場等で予防接種を受けた市民の予診票について当該医療機関等からの提出を受理し、接種記録を入力・管理する。 接種勧奨通知の送付 伝染の恐れがある疾病的発生及びまん延を予防するため、接種履歴から必要に応じて市民に対し、接種勧奨の通知を行う。 予防接種実施依頼書等の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、区外の自治体で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書等を作成し、発行する。 予防接種による健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関係法令に基づき給付を行う。 市外接種者への対応 旭川市民が市外の医療機関で定期接種を希望する場合、事前に手続きを行い、接種後に費用の払い戻しなどの対応を行う。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の概要】 <ul style="list-style-type: none"> 予防接種の接種記録等の管理を行う。 特例臨時接種期間に接種した分について、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】 <ul style="list-style-type: none"> 本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行なう。 住民は、マイナーポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリにおいてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。 	事前	<p>16 予防接種に関する事務 21 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 32 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>3つの事務を統合し、「16 予防接種に関する事務」として再編。</p>
令和7年12月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	がん検診・予防接種・結核健診システム	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)新・がん検診・予防接種・結核健診システム 中間サーバーコネクタ 中間サーバー 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種システム 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム 	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うシステム更改等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務【番号法第九条第一項 別表第一の十の項】</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務【番号法第九条第一項 別表第一の九十三の二の項】</p> <p>3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日号外内閣府、総務省令第5</p>	番号法第9条第1項 別表(第十四、百二十六)	事後	法改正による修正
令和7年12月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制)及び別表第2に関する事項 【情報提供】</p> <p>(1) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(十六の二の項)</p> <p>(2) 第3欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項)</p> <p>【情報照会】</p> <p>(1) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(十六の二の項)</p> <p>(2) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(百十五の二の項)</p> <p>2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供】、【情報照会】</p> <p>(1) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日号外内閣府、総務省令第7号)【第五十九条の二】</p>	<p>1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四、百二十六)</p> <p>2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表(十四、百二十六)</p>	事後	法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	旭川市保健所健康推進課	旭川市健康保健部保健所保健予防課	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長	保健予防課長	事後	機構改革に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-6012	事後	機構改革に伴う変更 新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎3階) 旭川市保健所 健康推進課 0166-25-6315	旭川市健康保健部保健所保健予防課保健予防係 〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎4階) 電話番号0166-25-6237	事後	機構改革に伴う変更 新庁舎移転に伴う変更
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月3日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月3日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	(新設)	[十分である] <旭川市における措置> ①特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、人的セキュリティ研修を定期的に実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関することを含む研修等を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置> 本市區町村は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	IV リスク対策 9.監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事前	ガバメントクラウド移行に伴う システム更改等による変更
令和7年12月1日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式変更に伴う追記
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正